

## 指定管理者候補者の選定結果について(非公募)

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行わせるにあたり、秋葉区産業振興課所管の施設について、施設の設置目的をより効果的・効率的に達成するため、以下の通り候補者を選定しました。

施設名 及び 所在地	①新潟市新保地域研修センター 新潟市秋葉区新保1747番地 ②新潟市鎌倉地域研修センター 新潟市秋葉区鎌倉273番地1 ③新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン 新潟市秋葉区小須戸893番地1
指定管理者 申請者 評価会議	会長 羽生 隆夫 (新潟市秋葉区副区長) 委員 笠原三喜男 (秋葉区農家組合長会会長) 委員 中野 武 (小須戸小学校区コミュニティ協議会会長) 委員 大竹 玲子 (秋葉区農業委員会委員) 委員 阿部 眞也 (新潟市秋葉区産業振興課長)
指定管理者 (候補者)	①新潟市新保地域研修センター 団体名 新保地域研修センター管理委員会 代表者 会長 小林 勝 住 所 新潟市秋葉区新保1747番地 ②新潟市鎌倉地域研修センター 団体名 鎌倉地域研修センター管理委員会 代表者 会長 馬場 勇夫 住 所 新潟市秋葉区鎌倉273番地1 ③新潟市小須戸地区花とみどりのシンボルゾーン 団体名 花とみどりのシンボルゾーン管理組合 代表者 組合長 渡辺 勝 住 所 新潟市秋葉区小須戸893番地1
指定期間 (予定)	①② 平成24年4月1日～平成27年3月31日 ③ 平成24年4月1日～平成29年3月31日
選定理由	指定管理者候補者の選定にあたっては、現在の指定団体による申請を受けて、新潟市秋葉区産業振興課指定管理者申請者評価会議において、申請者から提出を受けた事業計画書等の資料をもとに、事業計画、収支計画等について選定基準に基づき評価を行った。 その後、評価会議における評価結果をもとに所管部署において検討した結果、申請者は指定管理者としての業務遂行能力を有するとして、指定管理者候補者に選定することとした。
スケジュール	指定管理者指定申請書等の受付 平成23年 9月26日 指定管理者申請者評価会議 平成23年10月25日 今後、市議会での審議・議決を経て、指定管理者に指定される。
所管部署 (問い合わせ先)	①② 秋葉区産業振興課農村整備係 TEL: 0250-25-5688 ③ 秋葉区産業振興課農業振興係 TEL: 0250-25-5340 E-mail: sangyo.a@city.niigata.lg.jp